

提出日：西暦 2014 年 10 月 29 日

社内研修報告書

弁護士法人 名古屋総合法律事務所
受講者：矢野 啓子

研修テーマ	法律事務所事務員対象 ステップアップ研修 相続事件シリーズ②
主催者	愛知県弁護士会
受講場所	愛知弁護士会館5Fホール
受講期間	2014 年 10 月 23 日 13:30～15:30
研修内容	遺産目録の作成について
研修の成果 及び感想	一人で資料を収集して遺産目録の下書きを作成できるようになることが目標 ◆遺産の範囲について 現金 対象 預貯金等 原則対象でない、定額預金等例外もあるのでとりあえず遺産目録に計上する 賃借権 対象、公営住宅賃借権は除く 使用貸借権 対象ではないが弁護士が判断 生命保険 被相続人が受取人なら計上 死亡退職金 対象ではない 遺族給付 対象ではない 代償財産 対象とならないが、当事者の合意がある時、換地処分された場合の換地の場合は例外、とりあえず計上 果実及び収益 対象ではないが、とりあえず計上 他 各種目について対象となるかならないか、例外がある場合は対処法(と りあえず計上するなど)を一つ一つ解説

◆遺産目録の作成方法

○不動産の資料収集方法

名寄帳の取り方、固定資産評価額の照会、登記簿、公図、住宅地図写し
→住宅地図ではわかりにくい部分もあるので、相続人に公図上に建物配置
を記入してもらおうとよい、固定資産評価は5年分しか取れない場合があるの
で、相続開始時の評価は一応取っておく、取れないと言われても市町村に
よっては取れる場合もある

路線価とは

相続税申告書から評価額を調べる場合は、小規模宅地特例で減額され
ている場合があるので注意する

鑑定は費用がかかるので、付き合いのある不動産業者に無料査定を依
頼すると良い

○預貯金の照会について

郵便貯金、農家ならJA、年金口座、引落口座を調べてみる

取引履歴

○株式、有価証券について

◆研修を終えて

相続事件で、遺産目録は多く作成し、不動産や預貯金の照会などにも携わ
ってきたものの、はじめてきちんと講義を受けて手順の確認ができました。
本日のレジュメは整理されていて、初めて取り掛かる際に分かりやすいので
マニュアル作成時の参考にしたいと思いました。

添付資料	レジュメ
受講者	矢野